

2001年11月8日
(平成13年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

藤沢市地域介護サービスセンター事業のうち在宅介護支援センター事業に必要な個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略並びに外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2001年（平成13年）11月1日付けで諮問された藤沢市地域介護サービスセンター事業のうち在宅介護支援センター事業に必要な個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外利用すること及び目的外利用することに伴う本人通知の省略並びに外部提供及び外部提供に伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報保護条例第8条第2項第4号の規定による本人以外のものからの収集の必要性を認める。
- (2) 同条例第9条第1項第4号の規定による目的外利用の必要性を認める。
- (3) 同条例第9条第2項第4号の規定による外部提供の必要性を認める。
- (4) 同条例第8条第3項第2号及び第9条第3項の規定による本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、在宅介護支援センター事業に必要な個人情報を本人以外のものから収集、目的外利用及び外部提供する必要性並びに本人に通知しないことの合理的理由は、次のとおりである。

- (1) 本業務の概要について

在宅介護支援センター事業は、本課（福祉推進課）を基幹型在宅介護支援センターとし、市内16ヶ所にある地域型在宅介護支援センター（社会福祉法人）と連携して、要援護高齢者を抱える家族の相談を受け、必要なサービスを確かつ迅速に提供し、高齢者の健康保持と介護予防のための支援システムである。各在宅介護支援センターでは、介護保険のサービスのみならず、介護保険で認定外となった方に対する生活支援型サービスの相談も受けており、要援護高齢者すべてを対象としている。

本年6月に、厚生労働省から介護予防事業等の強化にむけて、これまでの相談体制から積極的に実態把握をしていく体制へと移行するため、市町村と在宅介護支援センターが常に密接に連携を保ち、サービス提供情報を共有する必要があるとする文書があり、本市としても地域型在宅介護支援センターとの連携をこれまで以上に強化する必要性が生じている。

そこで、介護保険課が所管している認定申請に伴う認定情報を活用し、対象者を把握することで、必要に応じた速やかなサービスにつなげていくこととした。

(2) 本人以外のものからの収集、目的外利用並びに外部提供する必要性について

ア 本人以外のものからの収集の必要性について

市は基幹型在宅介護支援センターであり、地域型在宅介護支援センターの統括的立場にある。当該事業の推進のためには、介護保険認定情報の取得・保管が必要不可欠で、この情報を本人からあらためて収集することは、対象者が多数であるため物理的に困難であり、本人から収集できないことにより、行政執行に著しい支障が生ずるため、本人以外から収集することが必要である。

なお、介護保険課から収集する情報の対象範囲は、介護保険非該当者と介護保険で要支援・要介護と認定された方の情報で、収集する情報の項目は、住所、氏名、生年月日、年齢、性別、家族状況、介護保険の申請日・認定日・適用年月日及び認定状況（非該当を含む）及び電話番号である。

イ 目的外利用の必要性について

介護保険認定情報は、本来介護保険の認定を受けることを目的に利用されるものであるが、介護保険に該当・非該当にかかわらず、地域の要援護高齢者に対する介護予防の観点から、積極的な相談体制の整備には必要不可欠であるため、目的外利用することの必要性がある。

ウ 外部提供する必要性について

国からの文書にもあるように、社会福祉法人等が運営する在宅介護支援センターは地域に密着した相談窓口として、あるいはサービスの実行主体として市からも事業委託している団体であり、積極的な要援護高齢者の実態把握

には、介護保険認定情報を市と共有することが必要であるため、外部提供する必要性がある。

なお、提供先は市内在宅介護支援センター16ヶ所となるが、16ヶ所に市内すべての対象者の情報を提供するのではなく、現在行っている地域ケア会議、これは市内を南・中・北の3地区に分割しているため、この範囲で外部提供していくこととしたい。

また、外部提供していく時期と形態だが、介護保険非該当者については月初めに紙ベースで提供する予定であり、該当者については、該当となった時点で随時となる。

さらに、外部提供する情報の項目は住所、氏名、生年月日、年齢、性別、家族状況、介護保険の申請日・認定日・適用年月日及び認定状況（非該当を含む）、サービス利用状況及び電話番号である。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

本事業は、より積極的な相談体制を確立するために行うもので、対象となる方の利益を目的としているため、収集、目的外利用、外部提供の本人通知については、本人に不利益となるものではなく、本人に通知しないことの合理的理由がある。

3 審議会の判断理由

(1) 本人以外のものからの収集、目的外利用並びに外部提供する必要性について

地域の要援護高齢者に対して、的確で迅速な支援サービスを提供していくことは、高齢者の健康保持と介護予防には不可欠であり、そのための基礎情報として介護保険認定情報が必要となることから、本人以外のものからの収集、目的外利用並びに外部提供することの必要性は認められる。

(2) 本人に通知しないことの合理的理由について

本業務は、対象となる方の利益を目的としているため、収集、目的外利用、外部提供の本人通知については、本人に不利益となるものではなく、本人に通知しないことの合理的理由があると認める。

以 上